

もりやま市議会だより

審査基準

審査基準は以下のとおり。

A レイアウト（30点）

内容が理解しやすく、読みやすいレイアウト、文字の大きさ・字体になっているか。

B デザイン（30点）

写真・イラストを適切に使用し、より多くの市民の興味を喚起し、手に取りたくなるような紙面になっているか。

C 業務実施体制（20点）

業務を滞りなく遂行できる体制が整っているか。また、制作知識・技術はあるか。

D 実績（5点）

過去に自治体広報紙または市議会広報紙を制作した実績はあるか。

E 見積金額（15点）

業務のコストを安価にとどめているか。

審査方法

- ・ A、Bの項目については、業者から提案のある「もりやま市議会だよりデザイン・レイアウト見本」で審査を行う。
- ・ Cの項目については、業務実施体制（様式3）および会社概要（様式5）、およびプレゼンテーションで審査を行う。
- ・ Dの項目については、業務実績表（様式4）で審査を行う。
- ・ Eの項目については、見積書（様式2）で審査を行う。